

役員及び評議員の報酬等について

定款

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対しての報酬は、無報酬とする。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。